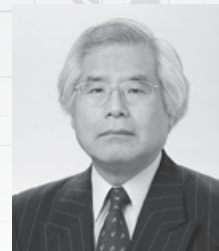


姉妹都市交流の意義 ～グローバル化の進展と姉妹都市～

芦屋大学客員教授
楠本 利夫



1. 姉妹都市は不要か

かつて、筆者は、ある都市の市長から「国際交流懇話会」座長の委嘱を受け、その都市の「国際交流のあり方」について答申をまとめたことがある。いくつかの政策提言の一つに、新たな姉妹都市提携を入れた。その都市は、米国西海岸のある都市とすでに提携していた。

懇話会の議論の中で、「姉妹都市不要論」を強硬に主張する委員がいた。国際経験豊かというその委員は、「グローバル化が進展した現在、もはや姉妹都市の時代ではない」として、新たな姉妹都市提携を提言に盛り込むことに難色を示した。

この委員の意見は次のようなものであった。

- ①姉妹都市は、かつて、住民や自治体に国際交流の手段が少なかった時代の遺物である。現在は、だれでも自由に海外へ行くことができるし、インターネットで情報が地球上を飛び交う時代である。もはや姉妹都市の時代ではない。新たな姉妹都市は不要である。
- ②姉妹都市交流はカネがかかりすぎる。地方財政が厳しい中、提携先を増やすべきではない。
- ③姉妹都市交流を首長、議員、役人がするだけであれば、市民にとってさほど恩恵がない。

この主張はそれなりに筋が通っている。筆

者は次のように説明した。

- ①わが国の姉妹都市提携は、第2次大戦後、アメリカからの働きかけで始まった。姉妹都市提携第1号は、1955年の長崎市とセントポール市の提携である。姉妹都市提携は、戦後の日本が貧しくて国際交流手段がなかった時代から現在まで、地域の国際化と住民への国際交流機会の提供に、重要な役割を果たしてきた。
- ②姉妹都市は「外国にいる親しい友人」と考えてほしい。ヒト・モノ・カネ・情報が、地球上を自由に飛び交う時代となり、自治体が外国と接触する機会が増えている。だれでもいつでも外国に行ける現在のほうが、かつての国際交流手段が少なかった時代より、外国にいる友人と実りある交流ができる。友人はいざというときに頼りになる。友人を一人に限る必要はない。
- ③姉妹都市との交流にかなりの予算を計上する自治体もある。個人の友人との付き合いと同様に、姉妹都市交流も、カネをかけすぎない付き合い方を工夫しなければ長続きしない。
- ④姉妹都市提携は、自治体本来の目的である「住民の福祉の増進を図る」（地方自治法第一条の二）ための「手段」であり、目的ではない。わが国自治体の国際事務^{*1}の大半は、姉妹提携による交流が占めて

いる。

- ⑤姉妹都市交流も、税金を使う以上、「地域益」（広義）の視点から、「費用対効果分析」が必要となる。地域益は、文化、教育、都市のイメージ向上、都市アイデンティティの確立等であり、経済的利益だけではないことは言うまでもない。

2. 姉妹都市は「外国にいる親しい友人」である

かつて、海外渡航が自由にできなかった時代^{*2}には、海外に親しい友人がいても、交流機会は限られていた。現在は、だれでもいつでも、自由に海外渡航ができ、世界中と瞬時に通信できる。「外国にいる親しい友人」である姉妹都市との交流は、現在こそ効用を発揮する。

姉妹提携は、自治体に文化的、教育的、行政的、経済的に大きな効果をもたらす。

姉妹提携は、災害等の非常時に威力を発揮することがある。

阪神淡路大震災で神戸が壊滅的な被害を受けたとき、世界中から神戸に多くの支援が寄せられた。その中で、姉妹都市からは、被災地が特に必要としていた支援物資が的確に届けられた。平素から交流がある両市の担当者同士の連絡で、被災地である神戸に何が必要なのかが、支援する側に正しく伝えられていたからである。

また、1970年代のオイルショックの際、日本でトイレットペーパーなど生活必需物資が極端に不足したとき、神戸の友好都市天津市が大量に物資を供給し、助けてくれたこともある。まさに「いざというときの友人は真の友人」である。

3. 姉妹都市提携はわが国自治体「国際事務」のかなりの部分を占めている

筆者は、昨年『自治体国際政策論～自治体国際事務の理論と実践～』（公人の友社）を上梓した。筆者の自治体における33年間の実務

経験と、大学での10年間の研究の集大成である。

わが国自治体には「地域国際化政策」はあるが「国際政策」という発想はない。筆者は、自治体国際政策学会を立ち上げ、自治体国際政策を学問体系にまとめ上げたいと考えている。

拙著は、自治体国際部門の職員、教員、国際交流協会、NGO、NPO向けのテキストでもある。

わが国自治体の国際交流は、戦後の姉妹都市提携から始まり、80年代

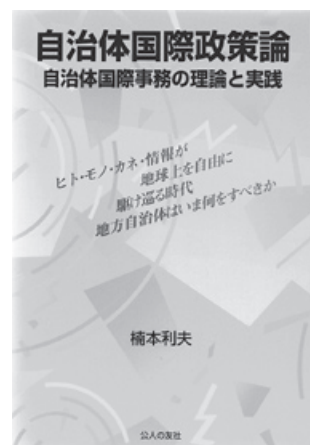
まで、姉妹提携による交流が自治体国際事務のほとんどを占めていた。90年代以後、外国人住民が急増して多文化共生社会づくりが自治体の重要な課題となった。現在、自治体の国際事務は、姉妹都市提携による交流と多文化共生が大半を占めている。

筆者は、拙著で自治体の国際事務を、①国際交流（外国との交際、交流、姉妹都市等）、②多文化共生社会構築、③国際経済施策、④地域国際協力の4つに分類した。これまで、自治体の国際事務について明確な分類はなく、どこの自治体も、国際交流、姉妹都市、外国人支援等の施策を漠然と羅列していた。

国際事務をこのように分類して、カテゴリーごとに個々の具体的な施策を整理することにより、それぞれの分野の課題が明らかになり、各分野の費用対効果の分析等が可能になる。

自治体国際事務の第1は、国際交流（外国との交際、交流）である。

自治体も市民、企業と同様に国際交流活動を行う。首長、議員、職員、市民、企業代表等の受け入れと派遣が多い。地域社会における国際交流環境の整備も自治体の重要な責務である。自治体と住民が連携して地域国際交流協会を設立することや、市民のための国際



交流施設の整備、市民の国際交流機会の提供、市民の国際交流活動への支援、国際理解講演会開催等もこの分野に入る。

第2は多文化共生社会構築である。

多文化共生が自治体の喫緊の課題として認識されだしたのは、さほど古いことではなく、1990年代からである。1990年の「改正入管法」施行に伴う「定住者ビザ」創設を機に、就労機会を求めて外国人が流入することとなった。新来の外国人住民は、日本語が自由ではなく、日本文化への理解も十分ではないことが多い。「言葉の壁、文化の壁、制度の壁」に直面するこれらの新来外国人住民を、地域社会が受け入れ共存していくことが求められることとなった。「隣人は外国人」の時代である。日本人住民には、新来の外国人を地域住民として温かく受け入れることが求められ、外国人住民には、自分たちのアイデンティティを大切にしながら、地域社会の一員として地域のルールを守ること等が求められている。わが国は、今、多文化社会の萌芽期にある。自治体は「多文化共生基本方針」を明確にしなければならない。

第3は、国際経済施策である。

自治体も、国際社会に積極的に働きかけることにより、地域経済の活性化を図ることができる。外国人観光客誘致、MICE（Meeting：会議、セミナー、Incentive Tour：招待会、視察、表彰式、Convention：学会、国際会議、Exhibition：展示会、見本市）誘致、外資系企業誘致等である。自治体の海外事務所だけでなく、姉妹提携先の自治体を外国における拠点として、当該自治体への企業誘致、MICE誘致などにつなげることも可能となる。

第4は、地域国際協力^{*3}である。

自治体は、福祉、公衆衛生、教育、上下水道、廃棄物処理等の分野で、平素の行政で培った人材、ノウハウを活用して、国際協力を行うことができる。神戸市は、地元企業と連携して、ベトナムにおける上水道整備で国際協力を実

施している。

自治体は、生活密着分野以外にも、得意分野で国際協力することもある。1984～85年、神戸市は、行政と民間の専門家で構成する「天津港近代化顧問団」を友好都市天津市に派遣し、天津港の近代化に大きな成果を上げた。中国の対外開放政策でそれまで国営であった天津港が天津市に移管されることとなり、天津市は、神戸市に港湾建設・管理運営ノウハウの提供等を依頼し、神戸市がそれに応えたものである。この事例はわが国地方自治体の国際協力の嚆矢である。

4. 姉妹都市提携は双方の都市に利益をもたらす

姉妹都市提携による交流は、自治体に文化的、行政的、経済的効果をもたらす。

第1は、先進的な行政、地域運営ノウハウの入手である。自治体は、姉妹提携による交流を通じて、提携先から、先進的な行政施策に関する情報を入手し導入することができる。

第2は、青少年の「国際対応能力」（グローバル・リテラシー）の育成である。青少年育成施策の一環として、青少年を姉妹提携先へ派遣して交流させている自治体が少なくない。

第3は、多文化共生社会づくりへの寄与である。アメリカ、オーストラリア、ヨーロッパなどの都市は、外国人を受け入れた経験から、多文化社会への先進的な施策とノウハウを有している。これらの施策を学ぶことにより、多文化共生社会づくりの指針を得ることができる。

第4は、姉妹提携先と連携した観光客誘致、MICE誘致、外資系企業誘致等の国際経済施策である。

5. 市民は姉妹提携先の都市に親近感を持つ

40年近く前（1976年）、筆者はドイツへの出張の途上、たまたま神戸の姉妹都市であるリ

ガ市（ラトビア共和国首都）の名前を機内放送で聞いたとき、特別の感慨を持った。「当機は、古都リガ市上空を飛行中です。リガは、バルト海の真珠と呼ばれる美しい町です」との、機内アナウンスが流れ、乗客はいっせいに窓から外を眺めた。眼下にはリガの町が広がっていた。日本からヨーロッパへの航空ルートが、アンカレッジかモスクワ経由便しかなかった時代である。初めての外国出張で、途中寄港地のモスクワ・シェレメーチェヴォ空港で自動小銃を持った若い無表情の兵士の姿を見て外国へ来たことを実感し、いささか緊張気味であった筆者は、神戸の友好都市リガが、思いがけずこんな形で乗客に紹介されたことが、なぜかうれしかった。それまで行ったこともなかったリガに対し、神戸の友好都市というだけで、筆者が特別の親近感を抱いていることに気がついた。

もし姉妹提携していなければ全く関係がなかったかもしれない地球上の2つの都市が、姉妹提携をすることによって、特別の連帯感、親近感で結ばれることがあるのである。

6. 姉妹都市提携は国際平和に寄与する

私たちの地球は宇宙を航行する1隻の「宇宙船地球号」にたとえられる。「地球号」の資源と環境は有限であり、私たち「地球市民」は運命共同体である。

地球上では、文化、民族の違い、領土等に起因して、地球市民同士の対立が多発している。国と国との対立は外交により解決されるべきものであるが、外交の基礎に国民同士の相互理解、相互信頼があれば、外交はより円滑に行うことができる。姉妹提携により醸成される市民同士の国際的な信頼関係、連帯感、親近感により相互理解が深まり、結果として世界平和に寄与することとなる可能性がある。

1989年11月に「ベルリンの壁」が取り除かれ、1991年12月にソ連邦が解体した。ソ連の消滅で東西冷戦が終焉し、世界平和が実現するこ

とが期待されたけれども、その期待は見事に裏切られた。サミュエル・ハンチントンが予言した「文明の衝突」による民族紛争、地域紛争が頻発し、世界はカオスの様相を呈しつつあるように見える。

地球上で、紛争、混乱が絶えない不安定な現在こそ、外交ルートとは別に、都市と都市、市民と市民のチャンネルを持つことが必要なのではないだろうか。

姉妹都市提携は、市民に、世界に目を向け国際交流をする機会を提供する。国際交流は、人生を豊かにし、人をたくましくし、交流の結果、国民同士の相互理解が深まり、世界平和に寄与することになる。

筆者は姉妹都市の必要性、効用は今後ますます増大すると考えている。

- *1 一般には「国際業務」という用語がなじみやすいが、ここで「国際事務」とする理由は、地方自治法で「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する」（第2条第2項）と規定されているためである。
- *2 わが国で、観光目的の海外渡航ができるようになったのは1964年からである。それまでは、留学、業務等の目的以外の渡航は認められなかった。また、1970年に数次旅券が発給されるまでは、渡航の都度、旅券申請が必要であった。
- *3 地域社会が行う国際協力は、「地域国際協力」CDI (Community-based Development Initiative)、「自治体国際協力」MIC (Municipal International Cooperation) 等と呼ばれている。

著者略歴

楠本 利夫（くすもと・としお）

1942年生まれ。博士（国際関係学）。神戸市職員（1969～2002年）、立命館大学客員教授、芦屋大学教授・国際交流センター長等を経て芦屋大学客員教授。専門は自治体国際政策、地域国際関係、公共政策。著書に『自治体国際政策論～自治体国際事務の理論と実践～』（公人の友社・2012年）、『増補 国際都市神戸の系譜』（公人の友社・2007年）、『移住坂～神戸海外移住史案内～』（セルポート・2004年）等。行政専門紙『セルポート』（月3回発行）に神戸近現代史発掘シリーズを1999年から連載継続中。ブログ「私の神戸近現代史案内」：<http://toskus.blogspot.jp/>